

平成25年 3月 定例会(第1回)
03月01日 - 代表質問 - 03号

○佐々木浩議長 市政に対する代表質問を続けます。

5番 大野保司議員。

市長、教育長、消防長に対する7件の質問事項について発言を許します。(拍手)

(5番 大野保司議員登壇)

◆5番(大野保司議員) 議長の許可をいただきましたので、保守無所属の会を代表して、さきに通告した7点数項目について質問します。

まず、子育て支援施策について伺います。

さて、子ども・子育て支援については、昨年8月、子ども・子育て支援法など関連3法が成立したところであり、その趣旨は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育てを総合的に支援するものです。主なポイントは、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、さらに地域の子ども・子育て支援の充実にあります。

今後市町村では、国、県の支援を受けるため、地域の需要を調査し、平成26年までに新たな計画、子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。そこで、現計画「次世代育成支援行動計画の後期計画(平成22年から26年度)」の達成状況、新計画「子ども・子育て支援計画」と現計画との違い及び新計画策定支援のための需要調査について市長に伺います。

また、子ども・子育て関連3法を踏まえ、認定こども園など今後の子ども・子育て支援事業の取り組みについても市長に伺います。

次に、小中学校におけるいじめ、体罰、しつけについて伺います。2月26日には、いじめ、体罰対策を基本とする教育再生実行会議の第1次提言が安倍首相に提出されたところです。学校におけるいじめ対策については、大津市の中学生の自殺事件をきっかけに、昨年9月の定例会においても越谷市教育委員会の取り組みを伺わせていただいているところです。そこではいじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消が必要で、それを見抜く目を持つ教員をしっかりと育てていくことが重要であるということだったと思います。そこで、昨年10月から12月までのいじめをなくす強化月間の取り組みも含め、その後の越谷市におけるいじめ問題に対する現状と今後の取り組みについて教育長に伺います。

次に、体罰について伺います。大阪市桜宮高校のバスケットボール部の生徒が部活の顧問の体罰を苦にして自殺したという痛ましい事件が発生し、改めて体罰の問題が問

われています。現在文部科学省による全国調査も実施されているところですが、部活動の指導及び学校の生活指導における体罰防止に対する考え方及び取り組みについて教育長に伺います。

次に、児童生徒のしつけや社会性、規範意識を身につけさせるための取り組みについて伺います。体罰は許されないことである一方で、そのことに増長し、教員を試す生徒や一部の生徒による集団生活を乱す行動により、本来の学校教育に臨む環境が維持できないおそれがあり、教員の不安増長や真面目に取り組む生徒への迷惑などの発生が考えられます。体罰を禁止する一方、学校の本来の秩序を維持するため、児童生徒のしつけや社会性、規範意識をどのように身につけさせているのか、その取り組みについて教育長に伺います。

次に、地域防災計画の改定について伺います。一昨年、平成23年3月11日の東日本大震災から2年が経過しようとしています。改めて犠牲になった方々への哀悼の意を示すとともに、今なお被災地の復旧、復興に取り組まれている多くの方々への応援の工一ルを送ります。

さて、越谷市においても東日本大震災に伴う教訓等を反映させるため、地域防災計画の改定に取り組み、去る2月22日の防災会議において改定案を決定したと伺っているところです。ついては、今回の防災計画の改定の特徴のうち、これまで私どもで質問してきた帰宅困難者対策、自治会や自主防災組織における避難所運営訓練、業務継続計画の策定について市長に伺います。

また、学校における児童生徒の安全対策については、教育長に伺います。

次に、越谷市における観光振興について伺います。昨年の3月の代表質問に対し、市長は「越谷市東口高架下物産展示場等での展示販売を視野に入れつつ、市内外へのPRを一層強化し、本市の知名度向上、市内産業の振興につながるように努める」と答えしており、観光協会等とも調整しながら、今後観光資源を育て、市内外に発信していくということで市長と私の思いは共通しているということを確認したわけです。

今回の施政方針においても、市長は「観光事業は、市内観光や特産品等のPR拠点施設である市民活動支援センター内の観光物産情報コーナーとこしがやブランド認定品や伝統的手工芸等の販売拠点である越谷駅東口高架下の越谷市観光物産展示場との連携を強化するなど、越谷市観光協会の体制強化に係る支援に取り組むとともに観光事業のさらなる推進に努めていく」としているところです。

昨年の代表質問では、市内のさまざまなイベントを地域経済活性化の視点で取り組むべきだと主張してきたところであり、今回の施政方針はその一歩として評価するところです。ついては、今後の観光振興の取り組みについて市長に伺います。

次に、中心市街地活性化について伺います。一昨年の6月議会、この内容については再三質問しているところです。さて、現在中心市街地活性化基本計画素案が策定に向け調整されているところです。昨年の7月の第1回日光街道宿場町サミット以来、若手店主を中心に地元の盛り上がりが見せています。昨年の代表質問では、「地元の盛り上がりをいましばらく待ちたい」と市長の答弁がありましたが、あすの3月2日、3日にも第1回日光街道ひなめぐりというイベントが開催されます。これは日光街道沿いの商店の店先にひな人形を飾り、興味のある方にひな人形と古民家や日光街道の街並みを見てもらおうとするイベントであり、大沢地区の香取神社や北越谷のレストランも参加するなど、中心市街地を超えた連携があり、地域振興のため、今後の継続と拡大が望まれるところです。そこで、今後基本計画を進めていくに当たり、越谷市における中心市街地の位置づけ及び南越谷、レイクタウンとの役割分担について伺います。

平成23年3月に策定された越谷市都市マスタープランでは、今後のまちづくりは駅を中心とした徒歩圏に生活機能が集約されたコンパクトシティを目指すとしており、市内にある7つの駅では、それぞれに駅中心のコンパクトシティの形成が求められると考えます。また、住宅地、農地以外の都市機能がある越谷駅及び南越谷駅周辺が中心核、越谷レイクタウン駅及び大袋西地区が副次核と位置づけられています。このため、越谷駅東地区は中心地区であるとともにコンパクトシティを目指すこととなります。しかしながら、各駅、特に南越谷、レイクタウンとは中心核、副次核と位置づけられただけでは、市民から見ても越谷市の中心はどこにあるのか、中心市街地との区別がよくわからないとの声を聞きます。今回の中心市街地活性化基本計画では、今後中心市街地の位置づけ並びに交通結節点で業務機能が集まる南越谷周辺やアジア有数のショッピングモールを持つ越谷レイクタウン駅周辺との役割分担を明確にして、それぞれ中心核、副次核として育成していくことが求められると考えますが、市長の考えを伺います。

次に、今回の基本計画では2年後の認定を目指すとしているわけですが、今後国の認定を受けるに当たっては、中心市街地のエリアにある市役所では現在庁舎の建てかえの検討が進むなど、市役所、国、県の施設が集まるシビックゾーンを中心市街地の種地として活用することが重要になると考えます。

こちらをごらんください。こちらは県の合同庁舎の後ろ側にかつて中川の下水処理場があったところなのですが、現在県警の機動センターとして来年の4月築造予定で建設が進んでおります。

次に、こちらをごらんください。こちらは越谷市の北側駐車場というのがあると思えますが、その北側に251平米ぐらいの県有地がありまして、売り払い予定地として出されているところです。

2つの例を見せたのは、私が申し上げたシビックゾーン、越谷市役所の建てかえも検討されていますが、こちらの地域だけでなく、県の合同庁舎や国の施設、県の施設、こちらも含めたエリアでございますが、そういったところを種地として開発を総合的に考えていくべきではないかというふうに考えているところですが、2年後の国の認定に向け、その他いろいろ必要な取り組みはあると思えますが、必要となる取り組みについて、市長のお考えを伺います。

次に、越谷市における行財政改革について伺います。市長は今回の施政方針の中で、「今後とも厳しい財政環境が見込まれる中で必要な行政サービスを将来にわたって適切に提供するためには、効率的かつ効果的な行政運営を絶え間なく進めていかなければなりません」と述べており、「行政評価制度や第5次行政改革を通じた各取り組みの検証、見直しを引き続き積極的に推進してまいります」としてはいますが、第5次行政改革の進捗状況及び今後の行政改革の取り組みについて市長に伺います。

次に、東部地域の消防の連携及び行政の広域連携について伺います。消防の広域化については平成23年9月定例会で質問したところであり、当時検討していた所沢市を含む第4ブロックの5市、北部の久喜市など3市3町の第7ブロックでは消防本部の統合が決定したところであり、関係各位のご尽力に敬意を表すものです。消防本部の統合の核心は、本署機能を統合し、現場の人員を厚くするというところにあります。越谷市消防本部を含む東部地域では、2月25日に草加、八潮の消防広域化の新聞記事が出たこともあり、その後どのように検討が進んだか、消防長に伺います。

また、消防を含む行政の広域化については、基礎自治体が職員をふやすことなく拡大する行政需要に対応する有力な手段であり、私も平成23年6月議会で5市1町による行政委員会の統合の検討などを提案したところですが、今後の5市1町の行政の広域連携についてどのように進めるべきか、市長の考えを伺います。

次に、中核市について伺います。市長は施政方針においては「政令指定都市のさいたま市を挟み、西の中核市である川越市に並び、本市が東の中核市となり、より市民サービスを拡充した行政を展開していくため、自立し、地域主権の充実した中核市への移行を目指す」としているところですが、昨年12月における菊地議員の質問に対しては、市長はかねがね「地方主権、地方分権、このことを強く思い続けてまいりました。しかしながら、今日までまだまだ権限と財源の移譲が十分ではありません。ほとんどないに等しい」と述べております。このような認識のもとで果たして2年後の平成27年4月に中核市に移行してよいのか、地方分権は財源と権限の移譲に伴うサービス

向上が重要だと考えますが、中核市移行に伴う権限、財源の移譲及び市民サービスの向上、充実並びに市長が考える中核市の具体的なメリット及び負担について伺います。

また、さらに中核市と保健所政令市との違いについて市長に伺います。
最初の質問は以上です。

今議長から指摘がありました。今県警の東部機動センターになっている土地は、「中川の処理場」と申したようですが、「中川下水事務所」でございまして、訂正させていただきます。

○佐々木浩議長 ただいまの質問に対し、市長、教育長、消防長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 それでは、ただいまの大野議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、越谷市次世代育成支援行動計画後期基本計画の達成状況についてのお尋ねでございしますが。少子化、核家族化等の進行により、子育てに対する不安を抱える保護者が増加し、また昨今の景気の低迷の影響等により保育の需要が増加傾向にある中で、本市は、子供の健やかな成長や子育て家庭を支援することを目的に、平成22年度から平成26年度までの5カ年の計画であります越谷市次世代育成支援行動計画後期計画を策定し、さまざまな取り組みを行っております。

この計画の策定に当たっては、特定事業と言われる12の事業について、市区町村単位で需要量を把握し、目標値を設定することとされており、本市でもこの12の事業を中心に平成26年度末の目標値を設定して進捗管理を行っております。本市の目標値を設定した12の事業のうち、延長保育事業を初めとした8事業については、既に目標値を達成しております。しかし、目標達成事業においても、ファミリーサポートセンター事業において、病児対応や緊急時の対応の強化を図るため、緊急サポート事業を開始し、地域子育て支援拠点事業についても保育所に併設した地域子育て支援センターの拠点数をふやすなど、より一層のサービスの充実を図っております。また、他の4事業につきましても、通常保育事業については目標定員が未達成ではありますが、目標の箇所数である33については達成し、また学童保育についても目標39カ所に対して37カ所まで整備が進むなど、引き続き計画的な事業の推進を図ってまいります。

いずれにいたしましても、地域全体で子育て家庭を支援し、「子育てするなら越谷」と言われるよう進捗管理を適切に行い、平成26年度末までには全ての目標を達成できるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新計画「子ども・子育て支援事業計画」と現計画との違いについてのお尋ねですが。平成24年8月に国会において成立したいわゆる子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、平成27年4月からの本格実施を目指して準備を進めることとされております。

具体的には、平成25年4月に国に設置される子ども・子育て会議で基本指針や各種の基準等について検討され、その内容を踏まえ、市町村において事業計画の策定や条例の制定等を行い、平成26年秋以降新たな枠組みの中で保育の必要性の認定やこども園等の入所手続を行うこととされております。市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画には、市町村が地理的条件その他の状況等を総合的に勘案して定める教育・保育提供区域の設定、需要量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期及び推進方策を盛り込むこととされております。

また、現計画である次世代育成支援行動計画との主な違いについては、幼児期の学校教育に関する事項及び教育・保育提供区域の設定の2点が挙げられます。新制度は、幼稚園も含めた施設型給付を行うことから幼児期の学校教育に関する事項が必要とされ、また区域ごとの需要量を算定することにより、きめ細かな教育、保育の提供の実施が可能となってまいります。

いずれにいたしましても、国から提出される基本指針を踏まえ、幼児期の学校教育に関する事項も含めてできるだけ正確な需要量を算定し、地域の実情に合った計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、新計画策定支援のための需要調査についてのお尋ねですが。平成25年4月に国において子ども・子育て会議が設置され、新計画策定のための基本指針等が検討されることとなり、その内容を踏まえて計画策定に必要な需要量等の調査を行うこととなります。この調査により、子育て当事者等の意見や子供や子育て家庭が置かれている環境その他の実情をできる限り把握することが地域の実情に合った計画の策定に不可欠となります。

いずれにいたしましても、国の子ども・子育て会議の動向等を見きわめ、地域の実情を反映できるような調査を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、認定こども園など今後の子ども・子育て支援事業への取り組みについてのお尋ねでございますが。現在本市には認定こども園が1園開設されており、平成25年4月に2園開設され、合わせて3園となります。さらに、平成26年4月の開設に向けて

3つの学校法人とも協議中ではございますが、本市といたしましては今後とも支援をしてまいりたいと考えております。

また、子育て支援の拠点でもあります地域子育て支援センターにつきましては、公設2カ所、民設9カ所の合わせて11カ所が整備されており、さらに平成25年4月に開設する認定こども園1園にも併設される予定です。平成27年4月からの本格実施を目指して準備が進められております。

子ども・子育て関連3法は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に制定されるもので、幼保連携型認定こども園や保育所の整備を推進するほか、小規模保育、家庭的保育などのさまざまな手法による保育に対し、新たな国からの財政措置が行われ、提供される保育施設の数や種類をふやすなどにより、待機児童の解消を目指しています。さらに、地域における子育て支援に関するさまざまな要望に応えることができるよう、一時預かり、延長保育、地域子育て支援拠点事業などの事業の拡充を図ることも示されております。

これらの子ども・子育て関連3法に関する市の取り組みについては、まずは国において平成25年4月に設置される子ども・子育て会議において示される制度設計や需要調査項目の提示を受け、それらを踏まえて越谷市子ども・子育て支援計画を策定し、具体的に事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域防災計画の改定についてのお尋ねでございますが。まず帰宅困難者対策につきましては、東日本大震災後に大きな課題として挙げられました。本市におきましても、発災時には新越谷駅、南越谷駅及び越谷レイクタウン駅などを中心として多くの帰宅困難者が発生し、各駅に近い施設を一時滞在施設として収容したところでございます。

このような経緯を踏まえて今回改定されます越谷市地域防災計画では、帰宅困難者の対象者をこれまでの市内外で外出中に被災した越谷市民だけでなく、新たに市内で被災した来訪者も想定することとしております。また、計画に盛り込まれている新たな取り組みといたしまして、本年2月に県、市、鉄道事業者及び駅周辺の事業所、警察などから構成される新越谷駅・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置いたしました。この協議会におきましては、今後平常時からの連絡体制の構築や帰宅困難者への情報提供体制、駅利用者への啓発、駅周辺における一時滞在施設の確保及びその誘導體制などについて検討することとしております。

次に、自治会、自主防災組織における避難所運営訓練の普及啓発についてのお尋ねでございますが。災害発生時の避難所の運営に当たりましては、市の職員を配置すると

ともに、自主防災組織、自治会等を母体とした避難者の組織化を促進し、役割分担を明確にするなど、避難者による自主運営が図れるよう啓発してまいります。また、男女共同参画の視点から、運営組織に複数の女性の参画も図ってまいります。

一たび大規模な災害が発生いたしますと、避難所には、健常者はもちろん、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などさまざまな方が避難し、被災状況によっては長期にわたる避難生活を余儀なくされるケースも予想されるところでございます。こういった状況に備えるため、日ごろから自治会や自主防災組織の方々により実践的な防災訓練種目を通じてさまざまな訓練をしていただくことが大切でございます。毎年開催しております市の総合防災訓練におきましても、訓練種目に備蓄物資運搬訓練、給食訓練、仮設トイレ組み立て訓練、発動・発電機、投光訓練など、避難所運営に必要な体験型訓練を取り入れております。地域住民である参加者が実際に仮設トイレを組み立て、発動・発電機を作動し投光機を点灯させるなどの体験が、万が一に起こり得る災害発生時の避難所運営に当たって役立つものであると考えます。

いずれにいたしましても、避難所の運営につきましては、防災訓練における部分訓練などを通じて、地域の防災力の向上のため、避難所運営訓練の普及啓発を図ってまいりたいと存じます。

次に、業務継続計画の策定についてのお尋ねでございますが。災害発生時、地方公共団体は災害応急対策活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、継続して行わなければならない通常業務もございます。そして、地方公共団体はこれらの災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施することが必要となります。過去の災害では、他市町村において業務継続に支障を来す庁舎の被災や停電等の事例も多く見受けられました。いつ発生してもおかしくないと言われる地震に対応するためには、発災時にあっても優先度の高い業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことが重要と考えます。このことから今年度末までに越谷市業務継続計画を策定し、優先度の高い業務の継続と早期復旧を図るための体制を構築してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、越谷市における観光振興の今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。本市は都心近郊という地理的に有利な面に加え、市内各駅を中心とした都市景観やその周辺に広がる豊かな自然を残した田園風景を初め、元荒川や葛西用水等の水辺空間、花田苑、能楽堂等の特色ある公共施設、レイクタウンや旧日光街道沿いの歴史的建築物、さらには伝統的地場産業など、本市の誇れる地域資源が数多くございます。こうした地域資源を市の内外にPRし、市民の皆様により市に対する愛着や誇りを持っていただくためにも、これら地域特性を十分に活用しつつ、地域に根差した観光事業を推進していくことが重要であると認識しております。

現在の観光事業の取り組みといたしましては、越谷市観光協会との連携により、市内の名所旧跡をめぐる観光ハイキング、北越谷の桜まつり、久伊豆神社の藤まつり、越谷花火大会を初め、平成22年度から田んぼアート事業を実施しております。また、平成23年度に整備いたしました葛西用水ウッドデッキを会場として、今年度から音楽やダンスのイベントを初め、七夕やクリスマスなど、季節に応じたさまざまなイベントを開催するなど、新たなにぎわいの創出等の事業展開を図り、市民の皆様にご好評を得ております。さらに、昨年6月にリニューアルオープンした越谷駅高架下物産展示場におきましては、伝統的手工芸品やこしがやブランド認定品等の販売も始めました。あわせて越谷駅東口再開発ビル内市民活動支援センターの観光物産情報コーナーとの連携強化を図り、さらなる周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、本市の誇れる地域資源を有効に活用し、その特色を生かした観光事業のあり方や経済の視点を取り入れた収益事業の取り組み等への方向性の検討、さらに越谷市観光協会の経営基盤強化や組織の見直しなどの体制整備について協議、調整してまいるとともに、観光事業の推進については積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中心市街地の位置づけ及び南越谷レイクタウンとの役割分担についてのお尋ねでございますが。ご案内のとおり、本市のまちづくりは第4次総合振興計画及び都市計画マスタープランに基づき、既存の都市機能ストックを活用した集約型都市構造、いわゆるコンパクトシティの構築が求められております。これらを踏まえ、本市の将来都市像についてはこれまでに形成されてきた拠点の機能強化や維持に努めつつ、これらを道路や河川で結び、多角型ネットワーク都市構造の実現を目指すとしております。その中で本市の中心市街地は葛西用水などの水辺空間や宿場町として栄えた歴史と文化、市役所を初めとした行政機関などを融合し、越谷の顔としてふさわしい求心力を有する中心核の形成が求められております。

また、南越谷駅周辺につきましては、越谷駅周辺の中心市街地とあわせ、本市の中心核として高い交通利便性を生かし、本市の中心商業業務地としてのにぎわいと魅力の創出を目指してまいります。さらに、本市の2つの副次核の1つとして位置づけられているレイクタウン地区につきましては、隣接する流通業務地区とあわせ、交通利便性や水辺という新たな魅力を生かし、水辺都市の形成を図るとともに、流通業務地区については引き続き市場や倉庫、トラックターミナルなどを中心とした産業環境の保全に努めてまいります。したがって、中心市街地、南越谷及びレイクタウンの役割分担につきましては、魅力ある中心市街地の形成と集客力のあるレイクタウンや南越谷との連携強化を進めることで、それぞれのまちがその個性を生かし、魅力を高めていく中で相互にまちを引き立てていく関係が望ましいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、基本計画が国の認定を受けるために必要な今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。中心市街地活性化基本計画の策定につきましては、平成23年度から2力年で取り組んでおり、本年3月末に取りまとめるべく進めておりますことはご案内のとおりでございます。改正中心市街地活性化法の特徴としては、市町村が策定する基本計画に対し、国が認定し、補助金の拡充など重点的な支援が受けられる制度となっております。この計画を実効性のあるものとするためにも、第4次総合振興計画との整合とともに、あわせて財源確保の観点からメリットとなる国の認定を目指してまいりたいと考えております。その認定に向けましては、基本計画に記載された具体的な取り組みの効果が発揮される時期を考慮し、計画期間をおおむね5年間を目安に適切に設定することが求められます。したがって、計画に盛り込む各種事業のスケジュールや事業費等を検証し、より効果的な認定時期の設定に努めてまいりたいと考えております。

大野議員さんからご提案いただいた市役所を初め国、県の施設を含めたいわゆるシビックゾーンの形成についてでございますが、基本計画における基本的方針の一つとして、市役所や越谷市中央市民会館などの公共機関を核とした、人が集い、憩える拠点を視野に入れたシビックゾーンの形成を目指すという方向性を盛り込んでおります。なお、本市では、市役所本庁舎の整備のあり方等につきまして、平成25年度から本庁舎整備審議会でご審議いただくこととなっておりますが、市役所本庁舎は中心市街地のエリアに入っていることから、中心市街地活性化の視点からの審議もされることと期待しております。

いずれにいたしましても、計画策定後については、既存事業も含め、着手できる事業から順次実施しつつ、あわせてさらなる調整等が必要な事業や新たな事業の創出に向けて、引き続き地元の皆様や庁内の策定委員会等で協議し、認定に向けた計画の充実を目指してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、越谷市における行財政改革につきまして、第5次行政改革の進捗状況及び今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。第5次行政改革は、厳しい財政環境の中で第4次総合振興計画の着実な推進を図り、市民満足度の高いまちづくりを進めるため、平成23年度から27年度までを計画期間として取り組んでいるものでございます。具体的な取り組みについては、事務事業の徹底見直しを初め、経費の節減合理化等財政の健全化など、大綱で掲げる推進事項に基づいて進めており、実施計画には26項目の取り組みを位置づけております。

計画期間の初年度となる平成23年度の進捗状況は、具体的な取り組みを実施したものが26項目中19項目で、進捗率は73.1%でございます。主な取り組みといたしましては、全庁的な節電等による環境への配慮、経費節減に関するものを初め、障がい者就労訓練施設における指定管理者制度の活用、民間保育園の整備促進による効率的で質の高い保育サービスの提供、市立病院の経営健全化の推進などが挙げられ、これらによる

財政的効果額の合計は約5億9,200万円となっております。そのほかにも、例えば歳入確保の関係では各種の取り組みを幅広く進めております。その一つとして、市税の収納対策をさらに強化して取り組んでおり、きめ細かな納税折衝と財産調査の精度を高めつつ、スピード感のある滞納整理を行い、自主財源の一層の確保に努めております。これにより、平成24年度についても前年度を上回る収納率で推移しており、県内トップクラスを維持している状況でございます。

また、税外債権における未収金の収納対策につきましても、債権管理条例を踏まえた取り組みを現在関係各課で連携して鋭意進めているところでございます。さらに、使用料等の適正化に関する取り組みとして、平成23年3月以降の検針分から下水道使用料を改定いたしました。これにより平成24年度1年間の使用料収入は改定前に比べて約5億3,000万円の増加となる見込みでございます。その他、未利用資産の処分や行政財産の活用による収入の確保、あるいは市民ガイドブックの官民協働事業での発行による経費削減や市役所庁舎等の施設におけるモニター広告などによる広告料収入の拡充等にも積極的に取り組んでおります。

今後におきましても以上のような取り組みのさらなる充実を含め、歳入歳出の両面にわたる工夫に努めるとともに、行政評価制度等も活用して、見直すべきものは的確に見直しながら、市民サービスの向上と健全財政の維持につながる効果的な行政改革を推進してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、行政の広域連携についてのお尋ねでございますが。近隣の草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町と越谷市で構成する5市1町では、昭和40年から一部事務組合によりごみと尿の共同処理を行ってまいりました。平成3年5月には、その他の広域的な行政課題につきましても連携を図るため、埼玉県東南部都市連絡調整会議を設立し、調査研究を行ってきた経緯がございます。具体的には、平成4年度に5市1町内の図書館の共同利用を可能とする図書館広域利用を開始するとともに、重症心身障がい児施設中川の郷療育センターを共同で設置いたしました。さらに、平成16年8月に公共施設予約案内システムまんまる予約の共同運用を始め、平成21年4月からは子育て支援の相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの相互利用なども開始しております。

また、平成24年2月には、当調整会議の主催により、設立20周年事業として「みんなでつくろう！5市1町魅力アップシンポジウム」を開催いたしました。このシンポジウムでは、5市1町の住民皆さんにさらなる地域の魅力の向上について考えていただき、新たな広域連携につながることを目的として住民提言の発表を行っていただきました。さらに、5市1町の市長、町長によるパネルディスカッションを行い、住民の皆さんから発表された提言をもとに、広域連携について討論を行いました。住民の皆さんからは数多くの提言をいただく中で、当調整会議では情報通信技術、いわゆるICTの利

点を活用した特産品や観光情報の受発信や公共施設のさらなる有効活用につながる公共施設予約案内システム、まんまる予約の利便性の向上に取り組むことを広域連携事業として位置づけました。現在まんまる予約システムの運用状況調査とICTを活用した広報活動等調査の調査研究を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、広域連携のあり方につきましては、5市1町の共通する行政課題の調査研究はもとより、共同で取り組むほうが効率的、効果的である施策について検討してまいりたいと考えております。そして、5市1町を構成する市町がそれぞれの個性を発揮し、その上でお互いに協力することで魅力あふれる地域を築いていくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、東部地域の消防の連携についてのお尋ねにつきましては、消防長からご答弁させていただきます。

次に、中核市移行についてのお尋ねでございますが。中核市移行に伴う権限、財源の移譲及び市民サービスの向上、充実、中核市移行に伴う具体的なメリット及び負担に関しましては、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

中核市移行に伴う権限につきましては、埼玉県から法律、政令及び国の補助要綱、通達等による法定移譲事務と法定移譲事務に関連があるものとして移譲される県単独事業合わせて約2,000項目の事務を移譲される見込みです。これらの事務を実施するに当たっては、他市事例等により、おおむね15億円から16億円の年間経費がかかることが想定され、これに対する財源措置といたしましては、普通交付税の基準財政需要額への加算がなされます。本市におきましては、現段階における試算ですが、16億円から20億円の範囲で増額するものと見込んでおります。今後は、事業ごとのより正確な必要経費を算出し、精査を行っていくとともに、交付税制度改革に係る国の動向等にも留意するなど、的確な情報把握に努めてまいります。

また、中核市移行により市民サービスが向上、充実する具体的なメリットでございますが、平成23年度に作成した市民向けのパンフレット「中核市・越谷」におきまして、4つのメリットをお示ししております。

1つ目は、市民サービスのレベルアップであります。市で申請を受理し、県で決定を行うなど、県と市の2段階で処理している事務を市で一元的に処理することにより、迅速、効率的な市民サービスの提供が可能となります。例えば身体障害者手帳の交付申請では、現在交付まで約60日かかりますが、中核市移行後には約半分の期間に短縮できます。また、市内の小中学校教職員への年次経験者研修を実施することになりますが、既に行っている職務に応じて研修や専門研修とあわせて本市の実情や課題に即した独自の研修が可能となります。

2つ目は、地域保健行政の拡充であります。中核市へ移行することで食品衛生、環境衛生、医事、薬事等における専門的かつ技術的な分野について市が総合的に取り組むことができるようになります。特にこれまで市が行ってきた福祉分野と新たに担うこととなる保健、医療分野との連携促進により、地域のニーズや実情に応じた新たな施策の実施が期待されます。また、市が行う乳幼児健診や健康診断などの保健サービスに県が行ってきた精神保健や難病対策などの保健サービスが加わり、効果的な地域保健行政が推進できます。

3つ目は、生活環境項目及び健康機器管理機能の強化であります。市民の日常生活に密着した食の安心、安全を守るための食品衛生監視や飲料水の衛生に関すること、市民の皆さんが利用する理・美容所や公衆浴場等の許可や立入検査もできるようになります。また、各種情報が県を経由せずに国から直接入るようになるため、迅速な対応が可能となります。

4つ目は、総合的な環境保全行政の推進であります。中核市移行後は産業廃棄物に関する事務として処理施設の許可、事業所への立入検査等を市が行います。そのため、産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理に対して市の直接指導、監視が可能となり、良好な住環境、自然環境を保全していくことができます。このように市民生活に密着した事務が移譲されることによって、よりきめ細かで迅速な充実した行政サービスの提供が可能になると考えております。

いずれにいたしましても、県との円滑な事務の引き継ぎができるよう、増大する事務の処理方法の検討を進めていくとともに、中核市移行後もさまざまな創意工夫を凝らしながら市民サービスの質の向上を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中核市と保健所政令市の違いについてのお尋ねでございますが。保健所政令市とは地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市及び政令で定める市をいいます。現在地域保健法施行令第1条第1項第3号で定められているのは小樽市、八王子市、町田市、藤沢市、四日市市、呉市、大牟田市、佐世保市の8市となっております。当初は、工業都市等において公害、労働災害が深刻化し、都道府県レベルではなく市の単位できめ細かな対応が必要とされたために設けられたケースが想定されていましたが、近年は人口増を理由とした指定がふえているようでございます。

中核市と保健所政令市における移譲される事務の違いについては、特例市である本市の場合、中核市に移行しますと社会福祉や児童福祉等の民生行政分野と産業廃棄物等の環境行政分野における権限を持つということでございます。また、保健所政令市に移行した場合、財政的には基準財政需要額をもとにした地方交付税の想定としては約7億

円であり、かかる経費との差し引きはおおむねプラス・マイナスゼロであることから、中核市移行との相違は見られないとになります。何よりも権限の拡大によって、できる限り住民の身近なところで行政を行っていきたいという私の思い、また保健所政令市を上回る市のイメージや地域の中心性という観点からも中核市への移行を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○佐々木浩議長 次に、教育長。
〔吉田 茂教育長登壇〕

◎吉田茂教育長 それでは、ただいまの大野議員さんのご質問に順次お答えをいたします。

まず、本市の小中学校におけるいじめの現状と防止のための今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。教育委員会では、市内小中学校における暴力行為といじめの現状を把握し、学校における指導への支援を行うために越谷市生徒指導に関する月例調査を行っております。この調査によりますと、平成24年度は2学期末までで小中学校において36件のいじめが認知されたことが報告されております。そのうち30件については指導解消済みの報告がされており、残り6件については、指導により一定の解消が図られたが、指導と見守りを継続中であるとの報告を受けております。教育委員会といたしましては、報告された全てのいじめ事案の内容について把握し、必要に応じて学校への具体的な支援を行うとともに、子供の命を守り育てる総合プロジェクトの3つの方針に基づき、いじめ防止に向けた日常的なさまざまな取り組みを行っております。

1つ目の学校組織の活性化により特に生徒指導体制と教育相談体制を充実させるという方針にかかわる取り組みにおいては、いじめに関する個々の相談に細やかに対応できるようにすることを含めた教育相談体制の充実を図っております。具体的には、市内全小中学校への学校相談員や市内全中学校へのスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの小中学校への派遣、教育センターにおける来所相談及び電話相談の受け付け、子供専用電話相談ハートコールの実施、また、昨年10月からはメールによる相談受け付けも実施しております。このようにさまざまな相談の窓口を展開し、児童生徒への周知を徹底したことで、より気軽に相談をすることができるようになるなど、その成果も上がっております。

また、学校におけるいじめ防止の指導を支援するために、いじめをなくす強化月間を設定して、市内一斉にいじめ防止に取り組んでおります。その実践報告によりますと、各学校ではいじめ防止のための校内研修や啓発的指導の充実を初め、児童会や生徒会活動による「いじめをやめよう」の呼びかけ運動、いじめ防止標語ポスターの募集と優秀作品の表彰、縦割りの交流レクリエーション活動、いじめ撲滅宣言の制定などを行うことにより、児童生徒の意識の向上を図っております。さらに、越谷警察署と連携を

図り、いじめの発生の予防や早期対応によりいじめの解消を図る取り組みなども実施しております。

2つ目の学力向上とともに命を守り育てる教育を推進するという方針にかかわる取り組みにおいては、各小中学校の道徳や保健体育の授業の中で命の大切さについて学び、自他の存在の価値を互いに認め合うことによって、児童生徒にいじめをしない、させない心情を育む指導を行っております。

3つ目のネットトラブルへの対応を含めたいじめの早期発見、早期対応、早期解決を図るという方針にかかわる取り組みにおいては、いじめに関する情報を広く収集し、早期対応、早期解消を行うため、市内の小中学校のほか、児童館等に相談ポスト（つながりハートポスト）の設置などを行っております。また、いじめ防止の啓発指導のため、いじめ防止リーフレットを作成し、市内全児童生徒に配付するとともに、教育委員会や学校警察連絡協議会によるいじめ防止ポスターを作成し、市内45校に配付しております。さらに、平成25年度からは市内中学校全生徒を対象に越谷市独自のネット上の見守り活動であるネットパトロールを業務委託により行い、ネット上の書き込みなどによるネットいじめの早期発見、早期対応、早期解消の推進を図る予定でございます。これらのさまざまな手だてに加え、必要に応じて小中学校に指導主事を派遣するなどして、適切かつ迅速な対応ができるよう支援を行っております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、いじめは絶対に許される行為ではないという基本的な認識とともに、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るという認識を持ち、その上で児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、今後ともいじめの防止と早期対応、早期解消に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、体罰防止に対する考え方と取り組みについてのお尋ねでございますが。体罰とは当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境等の諸条件を総合的に考えた場合に身体に対する侵害や肉体的な苦痛を与えるような行為であり、学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められております。

教育委員会といたしましては、体罰は教育としての指導ではなく、人権を侵害し、児童生徒との信頼関係を損ない、信用を失墜させる行為であると認識しており、これまで校長会や教育長学校訪問で繰り返し指導しております。特に大阪市立桜宮高校の事案を重く受けとめ、部活動における勝利至上主義の行き過ぎた指導が体罰につながることはないよう、改めて校長会において指導いたしました。さらに、生徒指導主任連絡協議

会においては、各学校の生徒指導主任に対して体罰に頼らない指導の徹底について周知いたしました。

各学校においては、教職員の代表によって組織されている倫理確立のための委員会を設置して、計画的に研修を実施し、教職員みずから事故防止意識を高め、体罰を含めた教職員の事故防止への取り組みを進めており、その計画や実施状況については教育長学校訪問でも確認しております。また、毎年12月には人権週間を設定し、人権標語や作文の掲示、講演会の実施等を通して、教職員と児童生徒がともに人権感覚を豊かにするための取り組みを推進しております。今後とも教職員相互に体罰をしない、許さないという空気を醸成し、体罰は教育ではないという強い認識のもとに、さらに児童生徒との信頼関係を構築して日々の教育活動に取り組み、児童生徒の受容と理解による個性や長所の伸長を目指す教育を一層推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、児童生徒にしつけや社会性、規範意識を身につけさせるための取り組みについてのお尋ねでございますが。現在社会情勢は大きく変化しており、教育現場においても規範意識の低下、基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、いじめ、不登校、暴力行為などさまざまな問題が顕在化しております。このような状況の中で学校教育は人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育成すること、直面する課題にみずからの力で乗り越えていく力を育成することが求められております。教育委員会といたしましても、基本的な生活習慣や学習規律、社会性や規範意識を身につけることは、児童生徒の健全な成長のために大変重要であると捉えております。

各小中学校では、日々の授業など、あらゆる教育活動の中で集団の場での態度や整理整頓などの基本的な生活習慣、学習準備や話を聞いて発表することなどの学習規律の徹底を図っております。特に学力、規律ある態度、体力に関する教育に関する3つの達成目標に取り組んでおり、規律ある態度の育成においては、毎日の学校生活や家庭生活において確実に身につけさせたい基礎的、基本的な目標を設定して、各小中学校では効果的な取り組みを工夫し、取り組んでおります。その結果、規律ある態度についての児童生徒のアンケートから80%以上達成している項目数が増加し、達成率が向上し、規律ある態度が着実に定着していると考えております。

また、家庭でのしつけについて、基本的な生活習慣のベースとなる家庭教育の役割を明確にし、家庭でできることは家庭でできるように、「早寝早起き朝ごはん」、地域の人への挨拶、家庭での手伝い、家庭学習等について、保護者会などを通して協力をお願いしております。さらに、これらを奨励するため、食に関するメッセージリーフレット、家庭学習で学力アップリーフレットや「家庭用彩の国の道徳」を小中学校の全家庭へ配布しております。

一方、各小中学校では、児童生徒の社会性や規範意識の醸成を図るため、さまざまな取り組みを実践しております。例えば小学校の通学班登校や運動会などの縦割り活動、中学校の社会体育体験チャレンジ事業の職業体験や勤労生産体験などの取り組みがございます。これらの体験で児童生徒は学年を超えたかかわりや地域の方々とのかかわりの中で、他の人から受け入れられている、認められているということを実感し、喜びや感謝の気持ちを自覚することができ、社会性や規範意識を高めるための効果的な活動となっております。さらに、社会性や規範意識は、自分が社会の一員であるという自覚のもとで生まれることから、児童生徒があらゆる教育活動を通して共感的な人間関係のある集団の中で所属感を持ち、また他者から認められ、感謝されることで自己有用感を持つことにより、社会性や規範意識が醸成されていきます。

そこで、自己存在感を持たせ、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を設定するなど、積極的な生徒指導の留意点を教育活動の中に意図的、計画的、継続的に機能させることが重要でございます。そのため、教育委員会といたしましては、市内全ての小中学校の教職員に「生徒指導の手引」を配付し、積極的な生徒指導の推進に取り組んでまいりました。さらに、生徒指導主任を対象とした生徒指導研修会、4年次から9年次の若手の教職員対象の生徒指導研修会や指導主事が各学校を訪問する生徒指導出前研修会を実施し、規範意識の醸成について全教職員で共通理解を図り、組織として学校が一丸となって取り組む生徒指導体制を各学校で確立できるよう指導しております。

加えて、「ならぬことはならぬ」、毅然とした指導と決して諦めず切り捨てない、一人一人に寄り添った粘り強い指導により、児童生徒の規範意識を醸成し、規律ある学校生活を実現させ、学校が学びの場であるとともに自己実現できる安全、安心な居場所となることで、さまざまな問題の未然防止につながると考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、健全な自立した児童生徒の育成のために基本的な生活習慣や学習規律を身につけさせ、社会性や規範意識を高めるため、今後も学校を支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○佐々木浩議長 市政に対する代表質問を続けます。

5番 大野保司議員。

市長、教育長、消防長に対する7件の質問事項について発言を許します。(拍手)

(5番 大野保司議員登壇)

◆5番(大野保司議員) 議長の許可をいただきましたので、保守無所属の会を代表して、さきに通告した7点数項目について質問します。

まず、子育て支援施策について伺います。

さて、子ども・子育て支援については、昨年8月、子ども・子育て支援法など関連3法が成立したところであり、その趣旨は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育てを総合的に支援するものです。主なポイントは、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、さらに地域の子ども・子育て支援の充実にあります。

今後市町村では、国、県の支援を受けるため、地域の需要を調査し、平成26年までに新たな計画、子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。そこで、現計画「次世代育成支援行動計画の後期計画（平成22年から26年度）」の達成状況、新計画「子ども・子育て支援計画」と現計画との違い及び新計画策定支援のための需要調査について市長に伺います。

また、子ども・子育て関連3法を踏まえ、認定こども園など今後の子ども・子育て支援事業の取り組みについても市長に伺います。

次に、小中学校におけるいじめ、体罰、しつけについて伺います。2月26日には、いじめ、体罰対策を基本とする教育再生実行会議の第1次提言が安倍首相に提出されたところです。学校におけるいじめ対策については、大津市の中学生の自殺事件をきっかけに、昨年9月の定例会においても越谷市教育委員会の取り組みを伺わせていただいているところです。そこではいじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消が必要で、それを見抜く目を持つ教員をしっかりと育てていくことが重要であるということだったと思います。そこで、昨年10月から12月までのいじめをなくす強化月間の取り組みも含め、その後の越谷市におけるいじめ問題に対する現状と今後の取り組みについて教育長に伺います。

次に、体罰について伺います。大阪市桜宮高校のバスケットボール部の生徒が部活の顧問の体罰を苦にして自殺したという痛ましい事件が発生し、改めて体罰の問題が問われています。現在文部科学省による全国調査も実施されているところですが、部活動の指導及び学校の生活指導における体罰防止に対する考え方及び取り組みについて教育長に伺います。

次に、児童生徒のしつけや社会性、規範意識を身につけさせるための取り組みについて伺います。体罰は許されないことである一方で、そのことに増長し、教員を試す生徒や一部の生徒による集団生活を乱す行動により、本来の学校教育に臨む環境が維持できないおそれがあり、教員の不安増長や真面目に取り組む生徒への迷惑などの発生が考えられます。体罰を禁止する一方、学校の本来の秩序を維持するため、児童生徒のしつけや社会性、規範意識をどのように身につけさせているのか、その取り組みについて教育長に伺います。

次に、地域防災計画の改定について伺います。一昨年、平成23年3月11日の東日本大震災から2年が経過しようとしています。改めて犠牲になった方々への哀悼の意を示すとともに、今なお被災地の復旧、復興に取り組みられている多くの方々への応援の工一ルを送ります。

さて、越谷市においても東日本大震災に伴う教訓等を反映させるため、地域防災計画の改定に取り組み、去る2月22日の防災会議において改定案を決定したと伺っているところです。ついては、今回の防災計画の改定の特徴のうち、これまで私どもで質問してきた帰宅困難者対策、自治会や自主防災組織における避難所運営訓練、業務継続計画の策定について市長に伺います。

また、学校における児童生徒の安全対策については、教育長に伺います。

次に、越谷市における観光振興について伺います。昨年の3月の代表質問に対し、市長は「越谷市東口高架下物産展示場等での展示販売を視野に入れつつ、市内外へのPRを一層強化し、本市の知名度向上、市内産業の振興につながるように努める」と答えしており、観光協会等とも調整しながら、今後観光資源を育て、市内外に発信していくということで市長と私の思いは共通しているということを確認したわけです。

今回の施政方針においても、市長は「観光事業は、市内観光や特産品等のPR拠点施設である市民活動支援センター内の観光物産情報コーナーとこしがやブランド認定品や伝統的手工芸等の販売拠点である越谷駅東口高架下の越谷市観光物産展示場との連携を強化するなど、越谷市観光協会の体制強化に係る支援に取り組むとともに観光事業のさらなる推進に努めていく」としているところです。

昨年の代表質問では、市内のさまざまなイベントを地域経済活性化の視点で取り組むべきだと主張してきたところであり、今回の施政方針はその一歩として評価するところです。ついては、今後の観光振興の取り組みについて市長に伺います。

次に、中心市街地活性化について伺います。一昨年の6月議会、この内容については再三質問しているところです。さて、現在中心市街地活性化基本計画素案が策定に向け調整されているところです。昨年の7月の第1回日光街道宿場町サミット以来、若手商店主を中心に地元の盛り上がりが見せています。昨年の代表質問では、「地元の盛り上がりをいましばらく待ちたい」と市長の答弁がありましたが、あすの3月2日、3日にも第1回日光街道ひなめぐりというイベントが開催されます。これは日光街道沿いの商店の店先にひな人形を飾り、興味のある方にひな人形と古民家や日光街道の街並みを見てもらおうとするイベントであり、大沢地区の香取神社や北越谷のレストランも参加するなど、中心市街地を超えた連携があり、地域振興のため、今後の継続と拡大が望まれるところです。そこで、今後基本計画を進めていくに当たり、越谷

市における中心市街地の位置づけ及び南越谷、レイクタウンとの役割分担について伺います。

平成23年3月に策定された越谷市都市マスタープランでは、今後のまちづくりは駅を中心にした徒歩圏に生活機能が集約されたコンパクトシティを目指すとしており、市内にある7つの駅では、それぞれに駅中心のコンパクトシティの形成が求められると考えます。また、住宅地、農地以外の都市機能がある越谷駅及び南越谷駅周辺が中心核、越谷レイクタウン駅及び大袋西地区が副次核と位置づけられています。このため、越谷駅東地区は中心地区であるとともにコンパクトシティを目指すこととなります。しかしながら、各駅、特に南越谷、レイクタウンとは中心核、副次核と位置づけられただけでは、市民から見ても越谷市の中心はどこにあるのか、中心市街地との区別がよくわからないとの声を聞きます。今回の中心市街地活性化基本計画では、今後中心市街地の位置づけ並びに交通結節点で業務機能が集まる南越谷周辺やアジア有数のショッピングモールを持つ越谷レイクタウン駅周辺との役割分担を明確にして、それぞれ中心核、副次核として育成していくことが求められると考えますが、市長の考えを伺います。

次に、今回の基本計画では2年後の認定を目指すとしているわけですが、今後国の認定を受けるに当たっては、中心市街地のエリアにある市役所では現在庁舎の建てかえの検討が進むなど、市役所、国、県の施設が集まるシビックゾーンを中心市街地の種地として活用することが重要になると考えます。

こちらをごらんください。こちらは県の合同庁舎の後ろ側にかつて中川の下水処理場があったところなのですが、現在県警の機動センターとして来年の4月築造予定で建設が進んでおります。

次に、こちらをごらんください。こちらは越谷市の北側駐車場というのがあると思いますが、その北側に251平米ぐらいの県有地がありまして、売り払い予定地として出されているところです。

2つの例を見せたのは、私が申し上げたシビックゾーン、越谷市役所の建てかえも検討されていますが、こちらの地域だけでなく、県の合同庁舎や国の施設、県の施設、こちらも含めたエリアでございますが、そういったところを種地として開発を総合的に考えていくべきではないかというふうに考えているところですが、2年後の国の認定に向け、その他いろいろ必要な取り組みはあると思いますが、必要となる取り組みについて、市長のお考えを伺います。

次に、越谷市における行財政改革について伺います。市長は今回の施政方針の中で、「今後とも厳しい財政環境が見込まれる中で必要な行政サービスを将来にわたって

適切に提供するためには、効率的かつ効果的な行政運営を絶え間なく進めていかなければなりません」と述べており、「行政評価制度や第5次行政改革を通じた各取り組みの検証、見直しを引き続き積極的に推進してまいります」としてありますが、第5次行政改革の進捗状況及び今後の行政改革の取り組みについて市長に伺います。

次に、東部地域の消防の連携及び行政の広域連携について伺います。消防の広域化については平成23年9月定例会で質問したところであり、当時検討していた所沢市を含む第4ブロックの5市、北部の久喜市など3市3町の第7ブロックでは消防本部の統合が決定したところであり、関係各位のご尽力に敬意を表すものです。消防本部の統合の核心は、本署機能を統合し、現場の人員を厚くするというところにあります。越谷市消防本部を含む東部地域では、2月25日に草加、八潮の消防広域化の新聞記事が出たこともあり、その後どのように検討が進んだか、消防長に伺います。

また、消防を含む行政の広域化については、基礎自治体が職員をふやすことなく拡大する行政需要に対応する有力な手段であり、私も平成23年6月議会で5市1町による行政委員会の統合の検討などを提案したところですが、今後の5市1町の行政の広域連携についてどのように進めるべきか、市長の考えを伺います。

次に、中核市について伺います。市長は施政方針においては「政令指定都市のさいたま市を挟み、西の中核市である川越市に並び、本市が東の中核市となり、より市民サービスを拡充した行政を展開していくため、自立し、地域主権の充実した中核市への移行を目指す」としているところですが、昨年12月における菊地議員の質問に対しては、市長はかねがね「地方主権、地方分権、このことを強く思い続けてまいりました。しかしながら、今日までまだまだ権限と財源の移譲が十分ではありません。ほとんどないに等しい」と述べております。このような認識のもとで果たして2年後の平成27年4月に中核市に移行してよいのか、地方分権は財源と権限の移譲に伴うサービス向上が重要だと考えますが、中核市移行に伴う権限、財源の移譲及び市民サービスの向上、充実並びに市長が考える中核市の具体的なメリット及び負担について伺います。

また、さらに中核市と保健所政令市との違いについて市長に伺います。
最初の質問は以上です。

今議長から指摘がありましたが、今県警の東部機動センターになっている土地は、「中川の処理場」と申したようですが、「中川下水事務所」でございまして、訂正させていただきます。

○佐々木浩議長 ただいまの質問に対し、市長、教育長、消防長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 それでは、ただいまの大野議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、越谷市次世代育成支援行動計画後期基本計画の達成状況についてのお尋ねでございますが。少子化、核家族化等の進行により、子育てに対する不安を抱える保護者が増加し、また昨今の景気の低迷の影響等により保育の需要が増加傾向にある中で、本市は、子供の健やかな成長や子育て家庭を支援することを目的に、平成22年度から平成26年度までの5カ年の計画であります越谷市次世代育成支援行動計画後期計画を策定し、さまざまな取り組みを行っております。

この計画の策定に当たっては、特定事業と言われる12の事業について、市区町村単位で需要量を把握し、目標値を設定することとされており、本市でもこの12の事業を中心に平成26年度末の目標値を設定して進捗管理を行っております。本市の目標値を設定した12の事業のうち、延長保育事業を初めとした8事業については、既に目標値を達成しております。しかし、目標達成事業においても、ファミリーサポートセンター事業において、病児対応や緊急時の対応の強化を図るため、緊急サポート事業を開始し、地域子育て支援拠点事業についても保育所に併設した地域子育て支援センターの拠点数をふやすなど、より一層のサービスの充実を図っております。また、他の4事業につきましても、通常保育事業については目標定員が未達成ではありますが、目標の箇所数である33については達成し、また学童保育についても目標39カ所に対して37カ所まで整備が進むなど、引き続き計画的な事業の推進を図ってまいります。

いずれにいたしましても、地域全体で子育て家庭を支援し、「子育てするなら越谷」と言われるよう進捗管理を適切に行い、平成26年度末までには全ての目標を達成できるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新計画「子ども・子育て支援事業計画」と現計画との違いについてのお尋ねですが。平成24年8月に国会において成立したいわゆる子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、平成27年4月からの本格実施を目指して準備を進めることとされております。

具体的には、平成25年4月に国に設置される子ども・子育て会議で基本指針や各種の基準等について検討され、その内容を踏まえ、市町村において事業計画の策定や条例の制定等を行い、平成26年秋以降新たな枠組みの中で保育の必要性の認定やこども園等の入所手続を行うこととされております。市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画には、市町村が地理的条件その他の状況等を総合的に勘案して定める教育・保育提供区域の設定、需要量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期及び推進方策を盛り込むこととされております。

また、現計画である次世代育成支援行動計画との主な違いについては、幼児期の学校教育に関する事項及び教育・保育提供区域の設定の2点が挙げられます。新制度は、幼稚園も含めた施設型給付を行うことから幼児期の学校教育に関する事項が必要とされ、また区域ごとの需要量を算定することにより、きめ細かな教育、保育の提供の実施が可能となってまいります。

いずれにいたしましても、国から提出される基本指針を踏まえ、幼児期の学校教育に関する事項も含めてできるだけ正確な需要量を算定し、地域の実情に合った計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、新計画策定支援のための需要調査についてのお尋ねですが。平成25年4月に国において子ども・子育て会議が設置され、新計画策定のための基本指針等が検討されることとなっており、その内容を踏まえて計画策定に必要な需要量等の調査を行うこととなります。この調査により、子育て当事者等の意見や子供や子育て家庭が置かれている環境その他の実情をできる限り把握することが地域の実情に合った計画の策定に不可欠となります。

いずれにいたしましても、国の子ども・子育て会議の動向等を見きわめ、地域の実情を反映できるような調査を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、認定こども園など今後の子ども・子育て支援事業への取り組みについてのお尋ねでございますが。現在本市には認定こども園が1園開設されており、平成25年4月に2園開設され、合わせて3園となります。さらに、平成26年4月の開設に向けて3つの学校法人とも協議中ではございますが、本市といたしましては今後とも支援をしてまいりたいと考えております。

また、子育て支援の拠点でもあります地域子育て支援センターにつきましては、公設2カ所、民設9カ所の合わせて11カ所が整備されており、さらに平成25年4月に開設する認定こども園1園にも併設される予定です。平成27年4月からの本格実施を目指して準備が進められております。

子ども・子育て関連3法は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に制定されるもので、幼保連携型認定こども園や保育所の整備を推進するほか、小規模保育、家庭的保育などのさまざまな手法による保育に対し、新たな国からの財政措置が行われ、提供される保育施設の数や種類をふやすなどにより、待機児童の解消を目指しています。さらに、地域における子育て支援に関するさまざまな要望に応えることができるよう、一時預かり、延長保育、地域子育て支援拠点事業などの事業の拡充を図ることも示されております。

これらの子ども・子育て関連3法に関する市の取り組みについては、まずは国において平成25年4月に設置される子ども・子育て会議において示される制度設計や需要調査項目の提示を受け、それらを踏まえて越谷市子ども・子育て支援計画を策定し、具体的に事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域防災計画の改定についてのお尋ねでございますが。まず帰宅困難者対策につきましても、東日本大震災後に大きな課題として挙げられました。本市におきましても、発災時には新越谷駅、南越谷駅及び越谷レイクタウン駅などを中心として多くの帰宅困難者が発生し、各駅に近い施設を一時滞在施設として収容したところでございます。

このような経緯を踏まえて今回改定されます越谷市地域防災計画では、帰宅困難者の対象者をこれまでの市内外で外出中に被災した越谷市民だけでなく、新たに市内で被災した来訪者も想定することとしております。また、計画に盛り込まれている新たな取り組みといたしまして、本年2月に県、市、鉄道事業者及び駅周辺の事業所、警察などから構成される新越谷駅・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置いたしました。この協議会におきましては、今後平常時からの連絡体制の構築や帰宅困難者への情報提供体制、駅利用者への啓発、駅周辺における一時滞在施設の確保及びその誘導體制などについて検討することとしております。

次に、自治会、自主防災組織における避難所運営訓練の普及啓発についてのお尋ねでございますが。災害発生時の避難所の運営に当たりましては、市の職員を配置するとともに、自主防災組織、自治会等を母体とした避難者の組織化を促進し、役割分担を明確にするなど、避難者による自主運営が図れるよう啓発してまいります。また、男女共同参画の視点から、運営組織に複数の女性の参画も図ってまいります。

一たび大規模な災害が発生いたしますと、避難所には、健常者はもちろん、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などさまざまな方が避難し、被災状況によっては長期にわたる避難生活を余儀なくされるケースも予想されるところでございます。こういった状況に備えるため、日ごろから自治会や自主防災組織の方々により実践的な防災訓練種目を通じてさまざまな訓練をしていただくことが大切でございます。毎年開催しております市の総合防災訓練におきましても、訓練種目に備蓄物資運搬訓練、給食訓練、仮設トイレ組み立て訓練、発動・発電機、投光訓練など、避難所運営に必要な体験型訓練を取り入れております。地域住民である参加者が実際に仮設トイレを組み立て、発動・発電機を作動し投光機を点灯させるなどの体験が、万が一に起こり得る災害発生時の避難所運営に当たって役立つものであると考えます。

いずれにいたしましても、避難所の運営につきましては、防災訓練における部分訓練などを通じて、地域の防災力の向上のため、避難所運営訓練の普及啓発を図ってまいりたいと存じます。

次に、業務継続計画の策定についてのお尋ねでございますが。災害発生時、地方公共団体は災害応急対策活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、継続して行わなければならない通常業務もございます。そして、地方公共団体はこれらの災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施することが必要となります。過去の災害では、他市町村において業務継続に支障を来す庁舎の被災や停電等の事例も多く見受けられました。いつ発生してもおかしくないと言われる地震に対応するためには、発災時であっても優先度の高い業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことが重要と考えます。このことから今年度末までに越谷市業務継続計画を策定し、優先度の高い業務の継続と早期復旧を図るための体制を構築してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、越谷市における観光振興の今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。本市は都心近郊という地理的に有利な面に加え、市内各駅を中心とした都市景観やその周辺に広がる豊かな自然を残した田園風景を初め、元荒川や葛西用水等の水辺空間、花田苑、能楽堂等の特色ある公共施設、レイクタウンや旧日光街道沿いの歴史的建築物、さらには伝統的地場産業など、本市の誇れる地域資源が数多くございます。こうした地域資源を市の内外にPRし、市民の皆様に市に対する愛着や誇りを持っていただくためにも、これら地域特性を十分に活用しつつ、地域に根差した観光事業を推進していくことが重要であると認識しております。

現在の観光事業の取り組みといたしましては、越谷市観光協会との連携により、市内の名所旧跡をめぐる観光ハイキング、北越谷の桜まつり、久伊豆神社の藤まつり、越谷花火大会を初め、平成22年度から田んぼアート事業を実施しております。また、平成23年度に整備いたしました葛西用水ウッドデッキを会場として、今年度から音楽やダンスのイベントを初め、七夕やクリスマスなど、季節に応じたさまざまなイベントを開催するなど、新たなにぎわいの創出等の事業展開を図り、市民の皆様にご好評を得ております。さらに、昨年6月にリニューアルオープンした越谷駅高架下物産展示場におきましては、伝統的手工芸品やこしがやブランド認定品等の販売も始めました。あわせて越谷駅東口再開発ビル内市民活動支援センターの観光物産情報コーナーとの連携強化を図り、さらなる周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、本市の誇れる地域資源を有効に活用し、その特色を生かした観光事業のあり方や経済の視点を取り入れた収益事業の取り組み等への方向性の検討、さらに越谷市観光協会の経営基盤強化や組織の見直しなどの体制整備について協議、調

整してまいるとともに、観光事業の推進については積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中心市街地の位置づけ及び南越谷レイクタウンとの役割分担についてのお尋ねでございますが。ご案内のとおり、本市のまちづくりは第4次総合振興計画及び都市計画マスタープランに基づき、既存の都市機能ストックを活用した集約型都市構造、いわゆるコンパクトシティの構築が求められております。これらを踏まえ、本市の将来都市像についてはこれまでに形成されてきた拠点の機能強化や維持に努めつつ、これらを道路や河川で結び、多角型ネットワーク都市構造の実現を目指すとしております。その中で本市の中心市街地は葛西用水などの水辺空間や宿場町として栄えた歴史と文化、市役所を初めとした行政機関などを融合し、越谷の顔としてふさわしい求心力を有する中心核の形成が求められております。

また、南越谷駅周辺につきましては、越谷駅周辺の中心市街地とあわせ、本市の中心核として高い交通利便性を生かし、本市の中心商業業務地としてのにぎわいと魅力の創出を目指してまいります。さらに、本市の2つの副次核の1つとして位置づけられているレイクタウン地区につきましては、隣接する流通業務地区とあわせ、交通利便性や水辺という新たな魅力を生かし、水辺都市の形成を図るとともに、流通業務地区については引き続き市場や倉庫、トラックターミナルなどを中心とした産業環境の保全に努めてまいります。したがって、中心市街地、南越谷及びレイクタウンの役割分担につきましては、魅力ある中心市街地の形成と集客力のあるレイクタウンや南越谷との連携強化を進めることで、それぞれのまちがその個性を生かし、魅力を高めていく中で相互にまちを引き立てていく関係が望ましいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、基本計画が国の認定を受けるために必要な今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。中心市街地活性化基本計画の策定につきましては、平成23年度から2カ年で取り組んでおり、本年3月末に取りまとめるべく進めておりますことはご案内のとおりでございます。改正中心市街地活性化法の特徴としては、市町村が策定する基本計画に対し、国が認定し、補助金の拡充など重点的な支援が受けられる制度となっております。この計画を実効性のあるものとするためにも、第4次総合振興計画との整合とともに、あわせて財源確保の観点からメリットとなる国の認定を目指してまいりたいと考えております。その認定に向けましては、基本計画に記載された具体的な取り組みの効果が発揮される時期を考慮し、計画期間をおおむね5年間を目安に適切に設定することが求められます。したがって、計画に盛り込む各種事業のスケジュールや事業費等を検証し、より効果的な認定時期の設定に努めてまいりたいと考えております。

大野議員さんからご提案いただいた市役所を初め国、県の施設を含めたいわゆるシビックゾーンの形成についてでございますが、基本計画における基本的方針の一つとし

て、市役所や越谷市中央市民会館などの公共機関を核とした、人が集い、憩える拠点を視野に入れたシビックゾーンの形成を目指すという方向性を盛り込んでおります。なお、本市では、市役所本庁舎の整備のあり方等につきまして、平成25年度から本庁舎整備審議会でご審議いただくこととなっておりますが、市役所本庁舎は中心市街地のエリアに入っていることから、中心市街地活性化の視点からの審議もされることと期待しております。

いずれにいたしましても、計画策定後については、既存事業も含め、着手できる事業から順次実施しつつ、あわせてさらなる調整等が必要な事業や新たな事業の創出に向けて、引き続き地元の皆様や庁内の策定委員会等で協議し、認定に向けた計画の充実を目指してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、越谷市における行財政改革につきまして、第5次行政改革の進捗状況及び今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。第5次行政改革は、厳しい財政環境の中で第4次総合振興計画の着実な推進を図り、市民満足度の高いまちづくりを進めるため、平成23年度から27年度までを計画期間として取り組んでいるものでございます。具体的な取り組みについては、事務事業の徹底見直しを初め、経費の節減合理化等財政の健全化など、大綱で掲げる推進事項に基づいて進めており、実施計画には26項目の取り組みを位置づけております。

計画期間の初年度となる平成23年度の進捗状況は、具体的な取り組みを実施したものが26項目中19項目で、進捗率は73.1%でございます。主な取り組みといたしましては、全庁的な節電等による環境への配慮、経費節減に関するものを初め、障がい者就労訓練施設における指定管理者制度の活用、民間保育園の整備促進による効率的で質の高い保育サービスの提供、市立病院の経営健全化の推進などが挙げられ、これらによる財政的効果額の合計は約5億9,200万円となっております。そのほかにも、例えば歳入確保の関係では各種の取り組みを幅広く進めております。その一つとして、市税の収納対策をさらに強化して取り組んでおり、きめ細かな納税折衝と財産調査の精度を高めつつ、スピード感のある滞納整理を行い、自主財源の一層の確保に努めております。これにより、平成24年度についても前年度を上回る収納率で推移しており、県内トップクラスを維持している状況でございます。

また、税外債権における未収金の収納対策につきましても、債権管理条例を踏まえた取り組みを現在関係各課で連携して鋭意進めているところでございます。さらに、使用料等の適正化に関する取り組みとして、平成23年3月以降の検針分から下水道使用料を改定いたしました。これにより平成24年度1年間の使用料収入は改定前に比べて約5億3,000万円の増加となる見込みでございます。その他、未利用資産の処分や行政財産の活用による収入の確保、あるいは市民ガイドブックの官民協働事業での発行に

よる経費削減や市役所庁舎等の施設におけるモニター広告などによる広告料収入の拡充等にも積極的に取り組んでおります。

今後におきましても以上のような取り組みのさらなる充実を含め、歳入歳出の両面にわたる工夫に努めるとともに、行政評価制度等も活用して、見直すべきものは的確に見直しながら、市民サービスの向上と健全財政の維持につながる効果的な行政改革を推進してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、行政の広域連携についてのお尋ねでございますが。近隣の草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町と越谷市で構成する5市1町では、昭和40年から一部事務組合によりごみと尿の共同処理を行ってまいりました。平成3年5月には、その他の広域的な行政課題につきましても連携を図るため、埼玉県東南部都市連絡調整会議を設立し、調査研究を行ってきた経緯がございます。具体的には、平成4年度に5市1町内の図書館の共同利用を可能とする図書館広域利用を開始するとともに、重症心身障がい児施設中川の郷療育センターを共同で設置いたしました。さらに、平成16年8月に公共施設予約案内システムまんまる予約の共同運用を始め、平成21年4月からは子育て支援の相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの相互利用なども開始しております。

また、平成24年2月には、当調整会議の主催により、設立20周年事業として「みんなでつくろう！5市1町魅力アップシンポジウム」を開催いたしました。このシンポジウムでは、5市1町の住民皆さんにさらなる地域の魅力の向上について考えていただき、新たな広域連携につながることを目的として住民提言の発表を行っていただきました。さらに、5市1町の市長、町長によるパネルディスカッションを行い、住民の皆さんから発表された提言をもとに、広域連携について討論を行いました。住民の皆さんからは数多くの提言をいただく中で、当調整会議では情報通信技術、いわゆるICTの利点を活用した特産品や観光情報の受発信や公共施設のさらなる有効活用につながる公共施設予約案内システム、まんまる予約の利便性の向上に取り組むことを広域連携事業として位置づけました。現在まんまる予約システムの運用状況調査とICTを活用した広報活動等調査の調査研究を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、広域連携のあり方につきましては、5市1町の共通する行政課題の調査研究はもとより、共同で取り組むほうが効率的、効果的である施策について検討してまいりたいと考えております。そして、5市1町を構成する市町がそれぞれの個性を発揮し、その上でお互いに協力することで魅力あふれる地域を築いていくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、東部地域の消防の連携についてのお尋ねにつきましては、消防長からご答弁させていただきます。

次に、中核市移行についてのお尋ねでございますが、中核市移行に伴う権限、財源の移譲及び市民サービスの向上、充実、中核市移行に伴う具体的なメリット及び負担に関しましては、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

中核市移行に伴う権限につきましては、埼玉県から法律、政令及び国の補助要綱、通達等による法定移譲事務と法定移譲事務に関連があるものとして移譲される県単独事業合わせて約2,000項目の事務を移譲される見込みです。これらの事務を実施するに当たっては、他市事例等により、おおむね15億円から16億円の年間経費がかかることが想定され、これに対する財源措置といたしましては、普通交付税の基準財政需要額への加算がなされます。本市におきましては、現段階における試算ですが、16億円から20億円の範囲で増額するものと見込んでおります。今後は、事業ごとのより正確な必要経費を算出し、精査を行っていくとともに、交付税制度改革に係る国の動向等にも留意するなど、的確な情報把握に努めてまいります。

また、中核市移行により市民サービスが向上、充実する具体的なメリットでございますが、平成23年度に作成した市民向けのパンフレット「中核市・越谷」におきまして、4つのメリットをお示ししております。

1つ目は、市民サービスのレベルアップであります。市で申請を受理し、県で決定を行うなど、県と市の2段階で処理している事務を市で一元的に処理することにより、迅速、効率的な市民サービスの提供が可能となります。例えば身体障害者手帳の交付申請では、現在交付まで約60日かかりますが、中核市移行後には約半分の期間に短縮できます。また、市内の小中学校教職員への年次経験者研修を実施することになりますが、既に行っている職務に応じて研修や専門研修とあわせて本市の実情や課題に即した独自の研修が可能となります。

2つ目は、地域保健行政の拡充であります。中核市へ移行することで食品衛生、環境衛生、医事、薬事等における専門的かつ技術的な分野について市が総合的に取り組むことができるようになります。特にこれまで市が行ってきた福祉分野と新たに担うこととなる保健、医療分野との連携促進により、地域のニーズや実情に応じた新たな施策の実施が期待されます。また、市が行う乳幼児健診や健康診断などの保健サービスに県が行ってきた精神保健や難病対策などの保健サービスが加わり、効果的な地域保健行政が推進できます。

3つ目は、生活環境項目及び健康機器管理機能の強化であります。市民の日常生活に密着した食の安心、安全を守るための食品衛生監視や飲料水の衛生に関すること、市民の皆さんが利用する理・美容所や公衆浴場等の許可や立入検査もできるようになります。また、各種情報が県を経由せず国から直接入るようになるため、迅速な対応が可能となります。

4つ目は、総合的な環境保全行政の推進であります。中核市移行後は産業廃棄物に関する事務として処理施設の許可、事業所への立入検査等を市が行います。そのため、産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理に対して市の直接指導、監視が可能となり、良好な住環境、自然環境を保全していくことができます。このように市民生活に密着した事務が移譲されることによって、よりきめ細かで迅速な充実した行政サービスの提供が可能になると考えております。

いずれにいたしましても、県との円滑な事務の引き継ぎができるよう、増大する事務の処理方法の検討を進めていくとともに、中核市移行後もさまざまな創意工夫を凝らしながら市民サービスの質の向上を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中核市と保健所政令市の違いについてのお尋ねでございますが。保健所政令市とは地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市及び政令で定める市をいいます。現在地域保健法施行令第1条第1項第3号で定められているのは小樽市、八王子市、町田市、藤沢市、四日市市、呉市、大牟田市、佐世保市の8市となっております。当初は、工業都市等において公害、労働災害が深刻化し、都道府県レベルではなく市の単位できめ細かな対応が必要とされたために設けられたケースが想定されていましたが、近年は人口増を理由とした指定がふえているようでございます。

中核市と保健所政令市における移譲される事務の違いについては、特例市である本市の場合、中核市に移行しますと社会福祉や児童福祉等の民生行政分野と産業廃棄物等の環境行政分野における権限を持つということでございます。また、保健所政令市に移行した場合、財政的には基準財政需要額をもとにした地方交付税の想定としては約7億円であり、かかる経費との差し引きはおおむねプラス・マイナスゼロであることから、中核市移行との相違は見られないとになります。何よりも権限の拡大によって、できる限り住民の身近なところで行政を行っていきたいという私の思い、また保健所政令市を上回る市のイメージや地域の中心性という観点からも中核市への移行を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○佐々木浩議長 次に、教育長。
〔吉田 茂教育長登壇〕

◎吉田茂教育長 それでは、ただいまの大野議員さんのご質問に順次お答えをいたします。

まず、本市の小中学校におけるいじめの現状と防止のための今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。教育委員会では、市内小中学校における暴力行為といじめの現状を把握し、学校における指導への支援を行うために越谷市生徒指導に関する月例

調査を行っております。この調査によりますと、平成24年度は2学期末までで小中学校において36件のいじめが認知されたことが報告されております。そのうち30件については指導解消済みの報告がされており、残り6件については、指導により一定の解消が図られたが、指導と見守りを継続中であるとの報告を受けております。教育委員会といたしましては、報告された全てのいじめ事案の内容について把握し、必要に応じて学校への具体的な支援を行うとともに、子供の命を守り育てる総合プロジェクトの3つの方針に基づき、いじめ防止に向けた日常的なさまざまな取り組みを行っております。

1つ目の学校組織の活性化により特に生徒指導体制と教育相談体制を充実させるという方針にかかわる取り組みにおいては、いじめに関する個々の相談に細やかに対応できるようにすることを含めた教育相談体制の充実を図っております。具体的には、市内全小中学校への学校相談員や市内全中学校へのスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの小学校への派遣、教育センターにおける来所相談及び電話相談の受け付け、子供専用電話相談ハートコールの実施、また、昨年10月からはメールによる相談受け付けも実施しております。このようにさまざまな相談の窓口を展開し、児童生徒への周知を徹底したことで、より気軽に相談をすることができるようになるなど、その成果も上がっております。

また、学校におけるいじめ防止の指導を支援するために、いじめをなくす強化月間を設定して、市内一斉にいじめ防止に取り組んでおります。その実践報告によりますと、各学校ではいじめ防止のための校内研修や啓発的指導の充実を初め、児童会や生徒会活動による「いじめをやめよう」の呼びかけ運動、いじめ防止標語ポスターの募集と優秀作品の表彰、縦割りの交流レクリエーション活動、いじめ撲滅宣言の制定などを行うことにより、児童生徒の意識の向上を図っております。さらに、越谷警察署と連携を図り、いじめの発生の予防や早期対応によりいじめの解消を図る取り組みなども実施しております。

2つ目の学力向上とともに命を守り育てる教育を推進するという方針にかかわる取り組みにおいては、各小中学校の道徳や保健体育の授業の中で命の大切さについて学び、自他の存在の価値を互いに認め合うことによって、児童生徒にいじめをしない、させない心情を育む指導を行っております。

3つ目のネットトラブルへの対応を含めたいじめの早期発見、早期対応、早期解決を図るという方針にかかわる取り組みにおいては、いじめに関する情報を広く収集し、早期対応、早期解消を行うため、市内の小中学校のほか、児童館等に相談ポスト（つながりハートポスト）の設置などを行っております。また、いじめ防止の啓発指導のため、いじめ防止リーフレットを作成し、市内全児童生徒に配付するとともに、教育委員会や学校警察連絡協議会によるいじめ防止ポスターを作成し、市内45校に配付しております。さらに、平成25年度からは市内中学校全生徒を対象に越谷市独自のネット上

の見守り活動であるネットパトロールを業務委託により行い、ネット上の書き込みなどによるネットいじめの早期発見、早期対応、早期解消の推進を図る予定でございます。これらのさまざまな手だてに加え、必要に応じて小中学校に指導主事を派遣するなどして、適切かつ迅速な対応ができるよう支援を行っております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、いじめは絶対に許される行為ではないという基本的な認識とともに、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るという認識を持ち、その上で児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、今後ともいじめの防止と早期対応、早期解消に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、体罰防止に対する考え方と取り組みについてのお尋ねでございますが。体罰とは当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境等の諸条件を総合的に考えた場合に身体に対する侵害や肉体的な苦痛を与えるような行為であり、学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められております。

教育委員会といたしましては、体罰は教育としての指導ではなく、人権を侵害し、児童生徒との信頼関係を損ない、信用を失墜させる行為であると認識しており、これまで校長会や教育長学校訪問で繰り返し指導しております。特に大阪市立桜宮高校の事案を重く受けとめ、部活動における勝利至上主義の行き過ぎた指導が体罰につながることはないよう、改めて校長会において指導いたしました。さらに、生徒指導主任連絡協議会においては、各学校の生徒指導主任に対して体罰に頼らない指導の徹底について周知いたしました。

各学校においては、教職員の代表によって組織されている倫理確立のための委員会を設置して、計画的に研修を実施し、教職員みずから事故防止意識を高め、体罰を含めた教職員の事故防止への取り組みを進めており、その計画や実施状況については教育長学校訪問でも確認しております。また、毎年12月には人権週間を設定し、人権標語や作文の掲示、講演会の実施等を通して、教職員と児童生徒がともに人権感覚を豊かにするための取り組みを推進しております。今後とも教職員相互に体罰をしない、許さないという空気を醸成し、体罰は教育ではないという強い認識のもとに、さらに児童生徒との信頼関係を構築して日々の教育活動に取り組み、児童生徒の受容と理解による個性や長所の伸長を目指す教育を一層推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、児童生徒にしつけや社会性、規範意識を身につけさせるための取り組みについてのお尋ねでございますが。現在社会情勢は大きく変化しており、教育現場において

も規範意識の低下、基本的生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、いじめ、不登校、暴力行為などさまざまな問題が顕在化しております。このような状況の中で学校教育は人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育成すること、直面する課題にみずからの力で乗り越えていく力を育成することが求められております。教育委員会といたしましても、基本的生活習慣や学習規律、社会性や規範意識を身につけることは、児童生徒の健全な成長のために大変重要であると捉えております。

各小中学校では、日々の授業など、あらゆる教育活動の中で集団の場での態度や整理整頓などの基本的生活習慣、学習準備や話を聞いて発表することなどの学習規律の徹底を図っております。特に学力、規律ある態度、体力に関する教育に関する3つの達成目標に取り組んでおり、規律ある態度の育成においては、毎日の学校生活や家庭生活において確実に身につけさせたい基礎的、基本的な目標を設定して、各小中学校では効果的な取り組みを工夫し、取り組んでおります。その結果、規律ある態度についての児童生徒のアンケートから80%以上達成している項目数が増加し、達成率が向上し、規律ある態度が着実に定着していると考えております。

また、家庭でのしつけについて、基本的な生活習慣のベースとなる家庭教育の役割を明確にし、家庭でできることは家庭でできるように、「早寝早起き朝ごはん」、地域の人への挨拶、家庭での手伝い、家庭学習等について、保護者会などを通して協力をお願いしております。さらに、これらを奨励するため、食に関するメッセージリーフレット、家庭学習で学力アップリーフレットや「家庭用彩の国の道徳」を小中学校の全家庭へ配布しております。

一方、各小中学校では、児童生徒の社会性や規範意識の醸成を図るため、さまざまな取り組みを実践しております。例えば小学校の通学班登校や運動会などの縦割り活動、中学校の社会体育体験チャレンジ事業の職業体験や勤労生産体験などの取り組みがございます。これらの体験で児童生徒は学年を超えたかかわりや地域の方々とのかかわりの中で、他の人から受け入れられている、認められているということを実感し、喜びや感謝の気持ちを自覚することができ、社会性や規範意識を高めるための効果的な活動となっております。さらに、社会性や規範意識は、自分が社会の一員であるという自覚のもとで生まれることから、児童生徒があらゆる教育活動を通して共感的な人間関係のある集団の中で所属感を持ち、また他者から認められ、感謝されることで自己有用感を持つことにより、社会性や規範意識が醸成されていきます。

そこで、自己存在感を持たせ、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を設定するなど、積極的な生徒指導の留意点を教育活動の中に意図的、計画的、継続的に機能させることが重要でございます。そのため、教育委員会といたしましては、市内全ての小中学校の教職員に「生徒指導の手引」を配付し、積極的な生徒指導の推進に取り組んで

まいりました。さらに、生徒指導主任を対象とした生徒指導研修会、4年次から9年次の若手の教職員対象の生徒指導研修会や指導主事が各学校を訪問する生徒指導出前研修会を実施し、規範意識の醸成について全教職員で共通理解を図り、組織として学校が一丸となって取り組む生徒指導体制を各学校で確立できるよう指導しております。

加えて、「ならぬことはならぬ」、毅然とした指導と決して諦めず切り捨てない、一人一人に寄り添った粘り強い指導により、児童生徒の規範意識を醸成し、規律ある学校生活を実現させ、学校が学びの場であるとともに自己実現できる安全、安心な居場所となることで、さまざまな問題の未然防止につながると考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、健全な自立した児童生徒の育成のために基本的な生活習慣や学習規律を身につけさせ、社会性や規範意識を高めるため、今後も学校を支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○佐々木浩議長 次に、消防長。

〔尾ヶ井 勝消防長登壇〕

◎尾ヶ井勝消防長 それでは、ただいまの大野議員さんのご質問にお答えをいたします。

東部地域の消防の連携及び行政の広域連携についてのお尋ねでございますが。消防救急デジタル無線の整備につきましては、平成19年3月に埼玉県消防救急無線の広域化、共同化整備計画が策定されました。この整備方針としては、圏域を1つのブロックとして消防・救急デジタル無線を共同で整備することとなりました。しかし、整備運営について主体となる市がなかったことから、平成22年8月に埼玉県消防広域化推進計画における7つのブロックを単位とする整備方法へと整備計画が変更になりました。

本市は、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川松伏消防組合消防本部で構成する第6ブロックに組み込まれており、第6ブロック構成消防本部による協議を重ねてまいりました。その結果、本市といたしましては、基地局の位置や電波が届く範囲、単独整備と共同整備の費用負担など総合的に判断し、平成25年度に消防・救急デジタル無線を単独で整備することを予定しております。今般草加市と八潮市が消防の広域化に取り組んでいるとのことですが、これは消防・救急デジタル無線の共同整備、共同運用のみならず、消防の広域化を目指しているものと伺っております。

消防の広域化への本市の対応といたしましては、第6ブロックにおける勉強会を平成22年度から開催し、平成24年11月19日には第4回目として、現在広域を進めている第4ブロックの所沢市消防本部広域消防課長を講師としてお招きし、勉強会を開催した

ところでございます。本来6ブロックの構成消防本部の中には消防の広域化に前向きではない消防本部があるのが実情でございます。

いずれにいたしましても、国の広域化指針ではおおむね30万人以上の規模を1つの目標とすることが適当であるとされており、本市といたしましては30万人以上の人口を有するとともに近隣の消防本部と応援協定を締結しており、市民の期待に応え得る消防サービスの提供ができるものと考えております。今後は中核市への移行に向け、さらに消防力を充実強化し、消防の任務を果たせるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 丁寧な答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただきます。

まず、子育て支援施策でございますが、現計画、次世代育成支援行動計画、これ、計画年度26年度までなのですが、24年度の現在にして12事業のうち8事業は既に達成していると。今回の予算査定の中でもある市民団体から子育てに関する事業要望があったところ、もう計画達成しているではないかということで、新たな新計画に向けた二一ズ調査の中で考えていきたいと思いますということで事業化には至らなかったというような話をちょっと漏れ聞いております。

子育てについては、待機児童の数字を見させていただくと、昨年、23年度4月1日入所時点で41人、24年度では33人と少しずつ減ってきているのですが、保留数というのですね。入りたい人、そういう人は保育所の拡大とともにやはりまたふえてきまして、本来共働きを進めていくわけですから、そういった数は救っていかなくてはいけない。大体その数字が500前後で、幾ら需要を拾っていきながらも500前後の方が保留になっているという現状があると、こういうふうにつかんでおります。そういったことから、計画が現に達成されて新計画までまだ2年あって、これから二一ズ調査をしなくてはならないのですが、明らかに二一ズはあります。そういったことで計画達成していても必要な事業についてはどんどんやっていただきたいと思うわけですが、市長のお考えを聞かせてください。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましては、子ども家庭部長から答弁いたさせます。

○佐々木浩議長 次に、子ども家庭部長。

◎杉寄文雄子ども家庭部長 ただいまのお尋ねにお答えいたします。

本市の子育て支援施策は、第4次総振の前期基本計画に基づく実施計画、さらには次世代育成支援行動計画、これらを踏まえて子育て支援体制の充実、あるいは子育てサロン、ファミリーサポートセンター、保育所も含めてそういった事業を展開しております。事業の拡充に当たりましては、期間内で先ほど12事業が特定事業と言われておりますが、そのうち8事業達成しております。計画期間内は26年度ということで前倒しで目標を達成した事業、しかし4事業は目標半ばにあるというのが事実でございます。ただ、目標年次以前にこの事業の拡大を図るという場合は、その緊急性、あるいは必要性などを十分に検討した上でその実現を図っております。

具体的な例としては、保育所、保育園についてもそうですが、ファミリーサポートセンターについてですが、残念ながら病児・病後児保育については2カ所ということですが、今現在1カ所ということ。目標としては病児保育を計画しているのですが、医師会には申し入れ等はしているのですが、働きかけもしているのですが、いかんせんやっただけのお医者さんがいなければこれは成り立たないということもありますので、そういった事情もあります。そのかわりと言ってはなんですが、緊急時の対応、夜間の対応でも緊急サポートセンター、こういったものも昨年からも始めております。こういう事業については、まさに緊急性、必要性を十分考慮した上で従来の事業を補完する上、上乘せする形で拡充したものでございます。こうした事業など計画を超えた事業もございまして、ぜひこの辺もご理解いただいた上でよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 事業、計画達成しているといえどもさまざまなものを組み合わせて、より効率的に実現していくということだったと思いますが、加えてニーズがあるものについては計画を待たなくても当然取り組んでいくのだというふうに聞こえたわけ。待機児童の解消ということでは、認定こども園や私立の保育所をふやしても年に1つか2つと。ふえても定員でいうと100人とか、多くてそのくらいなわけですよ。しかしながら、入れたい人はずっと500人は数字としてあらわれてきていると、こういう状況ですので、当然にして今お話に出ている認定こども園なんかを民間の力を引き出してつくっていかなくてはいけないと思うのですが、加えて一時預かりとか、そういう関連事業もしっかりと進めていただきたいと思うのですが、そのあたり改めて計

画策定2年を待たずしても当然逐次進めていくと、子育てするなら越谷ということで市長のお考えを再度聞きたいのです。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 お答えいたします。

待機児童の解消についてはこの子育て3法の計画を待たずしてということで、当然鋭意今も取り組んでおりまして、できるだけ早期に待機児童のないようにしたいと思っております。ただし、待機児童の定義についてはさまざまな見解があります。本当に定員を増員しても、後から後から入れれば働きたいという方もたくさんおるように聞いております。そういう方も含めて待機児童という表現も出ておりますが、どこまで対応していくかということについては、できる限り対応して市民の皆さんのニーズに応えていきたいということでこれからも取り組んでいきますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい、議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) そういう取り組みはわかったわけですが、それと新計画のニーズ調査なのです。今までは市町村単位で数字を挙げていたということですが、越谷市内7つの駅があって、地域ごとにニーズも大分違うと思うのです。公立保育所の倍率を見てもそういった差が出ていると思うのですが、国の指定のニーズ調査、QアンドAのやりとりなんかを見ていくと、基本的には今回と変わらないというような、项目的には変わらないというようなことが出てくるのですけれども、越谷市内のニーズをさらに把握していくためには、公立の建てかえですとどうも郊外が多くなってしまって、お母さん方でいうと、例えば北越谷とか南越谷とか、その駅を使う方が多くて、そこにもっとないのだろうか、こういう声も聞こえているわけですが、ニーズ調査に当たってもっと地域ごとに細かくやるお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましては、子ども家庭部長から答弁いたさせます。

○佐々木浩議長 次に、子ども家庭部長。

◎杉寄文雄子ども家庭部長 お答えいたします。

今回の子ども・子育て支援法で27年4月から新しい法律にのっとり事業を展開するわけですが、25年度に入りまして早々に国のほうでは会議を開いてそういった

ニーズ調査の項目等を決め、これは4月から6月ぐらいまでにかけて、夏の初めには私どもに示されると思います。それに基づいて私どもが調査をするわけですが、これについては31年度までの計画を立てるわけですので、ただニーズ調査の時期としては昨今の目まぐるしいと申しますか、いろいろ変化、ニーズ、要望が変わってきますので、保護者の方、また社会情勢も変わってきますので、そういったことを見据えますと早く着手すればいいというわけではないと思いますので、調査内容が1度調査してまたもう一度、それが無駄になったという、手戻りにならないような形で、やはり国から示された後にやるべきと考えておりますので、そうすれば無駄なく適切な調査ができると思われまますので、調査の前倒しはする考えはございません。

また、この調査については地域ごとの需要というのですか、保育あるいは保育所、幼稚園、そういったものも含めて地域という形での捉え方もしていますので、当然地域ごとの要望というのがそれぞれ大野議員さんおっしゃったとおり違うと思いますので、当然その辺は地域を分けての調査という形になろうかと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) ありがとうございます。いずれにしても待機児童解消に向けて力強く子育て支援を続けていただきたいと思っております。それを要望させていただきまして、次に地域防災計画のお話の中で学校における児童生徒の安全確保ということで教育長からご答弁があった点について再度確認したいわけですが、やはり前回の震災のときは越谷市内では、お子さん方が大きな地震があったにもかかわらず集団下校で帰る姿が非常に見られたと。これがもし越谷市内も大きな被害が出ていれば、ご両親は都内にいて子供は誰もいないところに帰ってくると。複数で頼んでいたとしてもそういう状況になる可能性が高いと思っております。先ほどのご答弁の中では、複数の引き取り者を設定しまして確認がとれるまでとどめ置くということで、児童生徒の安全については最後まで学校で責任を持つというふうにご答弁があったかと思っておりますが、もう一度、再度確認させてください。場合によっては都内で帰宅困難者になったご両親は2日、3日帰ってこないわけですね。2日、3日でも避難所が開設されるまでであれば必ず学校でお子さんを預かっていただけるのでしょうか、教育長に伺います。

○佐々木浩議長 教育長の答弁を求めます。

◎吉田茂教育長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

これはあくまでもマニュアル的な取り決めでございますので、実際の災害が起こったときにはさまざまなケースが考えられるかと思っております。例えば人数がどのくらいにな

るか、例えば一人か二人ということで各学校、例えば15校に1名ずついたというよう
なときに、1名学校ずつ張りつけておくよりは1カ所に集めて面倒を見るというような
ことが出てくるかもしれませんが、原則としては学校でとどめ置くということになりま
す。以上です。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい、議長」
と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) あとは実際起こったときの現場の対応力だと思いますので、
本番がなければいいわけですが、起こったときに向け、間違いのないようにしっかり訓
練を積んでいただければと思います。これは要望にさせていただきます。

それから、自治会とか自主防災組織における避難所の運営ということでご答弁が
あった内容では、地区ごとの総合防災訓練ではさまざまな避難所運営の訓練のメニユー
で取り組まれていると思うのですが、もうちょっと小さい単位になってきますと
やりたくてもよくわからない、できないとか、本当に役に立つのだろうかというよう
な声を聞くわけでございます。日ごろからより実践的な防災訓練をしていくように努めて
まいりたいということでしたが、自治会や自主防災組織に対する支援の仕組みについ
て、避難所運営をもっとやりたいといった場合にどんな支援をしていただけるのか、市
長のお考えを聞かせてください。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましては、協働安全部長から答弁いたさせま
す。

○佐々木浩議長 次に、協働安全部長。

◎荒井隆之協働安全部長 ただいまのお尋ねにお答えいたします。

先ほどの答弁の中では地区合同総合防災訓練の事例を挙げさせていただいたところ
でございますけれども、そのほか自主防災組織、自治会が中心となって行う防災訓練、
年間に130回ほど行っております。この訓練を行う際に、その訓練種目ですとか、その
訓練内容につきまして、訓練の申し込みに来られたときご相談があるわけございま
すけれども、こういった中で今議員さんがおっしゃいました避難所の運営訓練、これは今
まで同様、体を動かすものもございまして、図上訓練的なものもございまして、そう
いったものも含めましてご説明、さらにはその有益性をお話しさせていただきたいと思
います。また、さらに出張講座、これは年間50回ほどございまして、その中で多岐

にわたる訓練内容のやり方ですとか、そういったものを説明させていただき、普及啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい、議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) あと避難所運営の話につきましては、女性の登用の問題、答弁の中でもあったと思うのですが、組織的に活用していく。女性が実際に出てくるということはとても重要だし、そのことは避難所運営になってくれば炊き出しとかそういったケアでますますその重要性というのが確認されるかと思うのですが、女性の避難訓練、自治会活動における活用方法というか、登用につきまして市長のお考えを再度確認させてください。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 お答えいたします。

女性を登用するという主たる目的は、防災会議において日ごろからどういう視点で女性の、避難所対応ではありませんけれども、対応したらいいのかということで、女性が入ってないじゃないかと、こういうご指摘がずっとあったわけです。ですから防災会議なんかにも女性に入っていて、しっかりとした女性の視点を取り入れた対応をやりたいということでございまして、訓練そのものについては、もう既にどこの地域でもやっただいていっているときには積極的に女性にも参加していただいておりますので、そういう点ではとかく今言うようなことにはなっていない、必要ないという理解を私はしておりますので、ぜひ状況をご理解いただきたいと思います。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい、議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 実態に合わせて組織も直していくということだと思いますので、わかりました。

引き続きまして、中心市街地の役割分担について確認させていただきたいわけですが、やはり中心市街地基本計画を定めていくに当たり、越谷は幸か不幸か中心市街地と言われる場所以外にも南越谷、レイクタウンと、比べるとこうですが、いろいろ発展しているというか、機能が備わっている地域があるわけです。そういった中で越谷地区を中心市街地としてさらに活性化していかなくてはいけないと、こう説明するわけですから、その場合の南越谷、それからレイクタウン、越谷地区との違いというのを端的に

越谷市としてこうしたいのだと主張しなくてはいけないのだと思うのですが、市長の考えを聞かせてください。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 お答えいたします。

中心市街地の活性化ということで越谷の駅を中心としたことが今中心になって議論されておりますが、越谷の歴史的な観点から越谷駅がかつては中心市街地であったということを重視して述べておるわけでございまして、越谷市はせんげん台から蒲生地区まで6駅あります。さらにはレイクタウン駅がございまして、この7駅をどこも中心市街地になっていただきたいというのが私の本当の願いでございまして。しかし、現在歴史的なことを考えたときに、越谷がかつての宿場町として中心として栄えた地域が衰退の一途にあるということから、ここに今メスを入れて何とか回復を図ろうではないかということでございまして、私はどこが中心市街地になってもいいと思っている。また、お互いに競って市街地を形成して活気ある越谷のまちをつくっていかねばいけない、こういう認識を私は大前提として持っていたきたいと、こんなふうに思っておりますが、とにかく中心市街地活性化ということで越谷駅を中心としましてこの地域をやっつけようではないかと、こういうことで取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい、議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 今のお話ですとそれぞれ7つの駅、それぞれ重要だと。そのことは私も十分わかるわけですが、個性で着目していくと歴史的経緯と行政機関ということで、中心市街地等の位置づけで説明して計画の認定をとっていかなくてはいけないので、気持ちはさておき、伸ばしていくところの順序をさらに考え方を整理してこの場に臨んでいただきたいと要望させていただきます。

次に、先ほど取り上げましたシビックゾーンのお話ですけれども、本来であれば、今庁舎の建てかえが大きな問題になっておりますが、全体で約4ヘクタールぐらいあるこの地域というのは、中心市街地78ヘクタールの中で民地に分割されていないがために所有者が何人か、調整する相手が少なく大きな土地になっているわけです。こういうところを市役所が建てかえれば恐らく、いろいろ庁舎の問題があつて私もいろんな意見を申し上げておりますが、数十億、場合によっては100億ぐらいの投資がされるわけですね。その投資を市役所ということだけで見るのではなくて、さらに県の庁舎や国の施設というものも含めて新たな、例えば住居系の機能をつけたりして総合的に開発していくことにより本来の中心市街地の活性化にさらに近づくのではないかと考えて種地と

して活用できるのではないかと、こう申し上げたわけですが、そういうことに対しまして市長のお考えを聞かせてください。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 ただいまのご質問にお答えいたします。

このかつての県の保健所、県税事務所、県土整備事務所等、県の施設がずっとあります。それは理想としてはこういったものを一体として対応したならばらしい市街地がまたよみがえるのではないかなというようなお考えは多くの人がお持ちでしょうけれども、県といたしましては、まだ具体的に県と一体改革整備をするということについては十分な議論をしておりませんので、とにかく越谷市としてはまずこの裏の駐車場も市で確保いたしましたので、これらを含めて市としての整備計画を進めていきたい、こうすることで、この中心市街地のこのゾーンに入っておりますから、これも含めて考えていきたいと、こうすることで捉えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 市長はきのう、県の敷地の問題でもまだお話ししていないことでしたが、例えば民間の話であれば隣の土地が出たら借金しても買ったほうがいいのではないかなというようなことが言われるぐらいでありまして、その中において市役所の北側の駐車場の先にある県の所有地251平米、これは売りに出されたそうですが、本来であればそういうふうに関発していこうというふうなことで市として考えていけば、ここに手を挙げて市が購入してもよかったのではないかなと思うわけです。

また、今県警の機動センターとして5,600平米ぐらいのところは今建物が建って、来年の7月にはできてしまうという計画になっていきますけれども、そこも総合的な意味合いで活用していこうと思えば、まさに越谷市がリーダーシップをとって、越谷市の土地ですから、そういうふうに関に働きかけるなり国に働きかけるなりすべきではないかなと思うのです。越谷市の土地というのは所有権がという意味ではないです。越谷市の土地利用を考えていく責任者はやはり越谷市長だと私は思うわけで、そういったことに越谷市長としてもしっかりリーダーシップをとるべきではないかなと考えるのですが、市長のお考えを

○佐々木浩議長 済みません。どこの土地を言っているのですか、越谷市の土地というのは。

◆5番(大野保司議員) 越谷市、先ほど言いました県の合同庁舎の敷地とか県機動センターのところとか、この一帯のエリアですね。所有権は越谷市にはないですが、越谷

○佐々木浩議長 越谷市の土地ですね。

◆5番(大野保司議員) 市の所有の土地ではないです。越谷市内にある土地です。

○佐々木浩議長 ああ、そうですか。市内の土地ね。

◆5番(大野保司議員) そうですね。

○佐々木浩議長 わかりました。

◆5番(大野保司議員) 民地ではないので、公用地ですから調整していくべきではないかという意味ですね。

○佐々木浩議長 では市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 お答えいたします。

この旧県の保健所、県土整備事務所等々、これは県の敷地でございます。さらには国交省の官舎もでございます。さらには、その裏には江戸川工事事務所中川出張所の跡地がございます。まだ使っているのかな。ごめんなさい。中川出張所がございます。これらの所有者がそれぞれおりますので、これらを総合的に開発計画を考えろと、こういうことだというふうに私も受け取りますが、それにはおのおの県のほうでもまだ具体的にどうかしようというようなこともありませんし、今仮に二百何平米の売り出し中の土地、写真で先ほどお見せいただきましたけれども、あれだけを越谷市が当面目的もなく買うというわけにはいきませんので、全体的な大きな計画の中で必要とあらばそれは取得もあり得ますけれども、今まだそういう国交省の官舎等もありますし、どういうふうな状況になるのかわかりませんので、今そこまで広げてこの地域の開発整備についてはまだ先の話だということをご理解をいただきたいと思えます。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 開発をするイニシアチブというのは市長の手にあるのかなと思うのです。そういうことで要望ということで次に移らせていただきます。

次に、行財政改革の件ですけれども、消防の連携のお話ですが、最終的には第6ブロックの中では意見が整わない状況だったと、こういうふうに消防長は言われていたわけですが、全部が全部ノーということではなくて、幾つかは連携がとれそうなところもあったと、こういう理解なのでしょうか。要するに6ブロック全体ではできないけれども、残りのところで手を組む可能性というのはあったのでしょうか。消防長に伺います。

○佐々木浩議長 消防長の答弁を求めます。

◎尾ヶ井勝消防長 それでは、大野議員さんの再質問についてのお答えをいたします。

先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、まさしく国の広域化の指針では、おおむね人口が30万人以上が一つの目標とされてございます。本市といたしましても人口が30万人以上の規模でございますことから、一定の消防力は有してございます。また、近隣消防との応援協定の締結もされてございますことから、住民サービスの提供もできると考えてございます。今ご質問のございました近隣消防の1消防本部との提携というか、広域でございますけれども、まさしく初動態勢の強化が本当に図れるのかどうかということが一番重視してございまして、私、この辺については今後も調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「はい」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 行革ちょっと飛ばしてしまったのですけれども、そこに戻るわけではなくて、行財政改革の取り組み全体でいいますと、市長のやられていることの中で既存事業の見直しというのですか、そちらのほうは非常に難しくなっていて、なかなか先に進めない状況があるのだと思います。そういったときに今伺った広域連携の話は非常に有効なツールだと思うわけです。そういうことから、これまで取り組んでいる広域連携だと図書館の広域利用とかまんまる予約とか、新たに手を組んでふやしていくことは進んでいるのですけれども、内部的な既存事業を見直して人員を中で減らしていくということは非常に難しいわけですが、広域的に連携することによって削減していくと。全体で削減しなくても、その中で新たな人材の活用を図っていくということができるのではないかと思うのです。

先ほど野口議員の5市1町の合併の話に際しまして5市1町の枠組みを重視していく、それからそういったことで市民の醸成の盛り上げりを待つと、こういうようなことが市長の基本スタンスだとは思いますが、その市民の盛り上げりということの中でもやれることはどんどん進めていかなければ市民の盛り上げりもなかなか出てこない。また、組織同士の統合ということを最終的に考えていくわけですから、その中での人材の

交流とか相性の問題、チームとしての取り組みというのは進まないと思いますので、もっと広域連携、既存事業を含めて進めるべきだと思うのですが、市長のお考えを聞かせてください。

○佐々木浩議長 市長の答弁を求めます。

◎高橋努市長 ただいまのご質問にお答えいたします。

広域連携の件につきましては、東南部都市連絡調整会議でいろいろ議論してきたことは、さきの野口議員さんのご質問の中でもお答えしたとおりでございます。そういう中にありまして今後どういうふうなことを取り組んでいくのかということかと思えますけれども、いろいろ考えられます。それは前にも幾つかご質問があったかと思えますが、十分協議をして5市1町を中心とした取り組みをベースとして今後さらに検討させていただきたいと思えます。

○佐々木浩議長 続けての質問はありませんか。(5番 大野保司議員「ありません」と言う)

以上で大野保司議員の質問を終了いたします。